

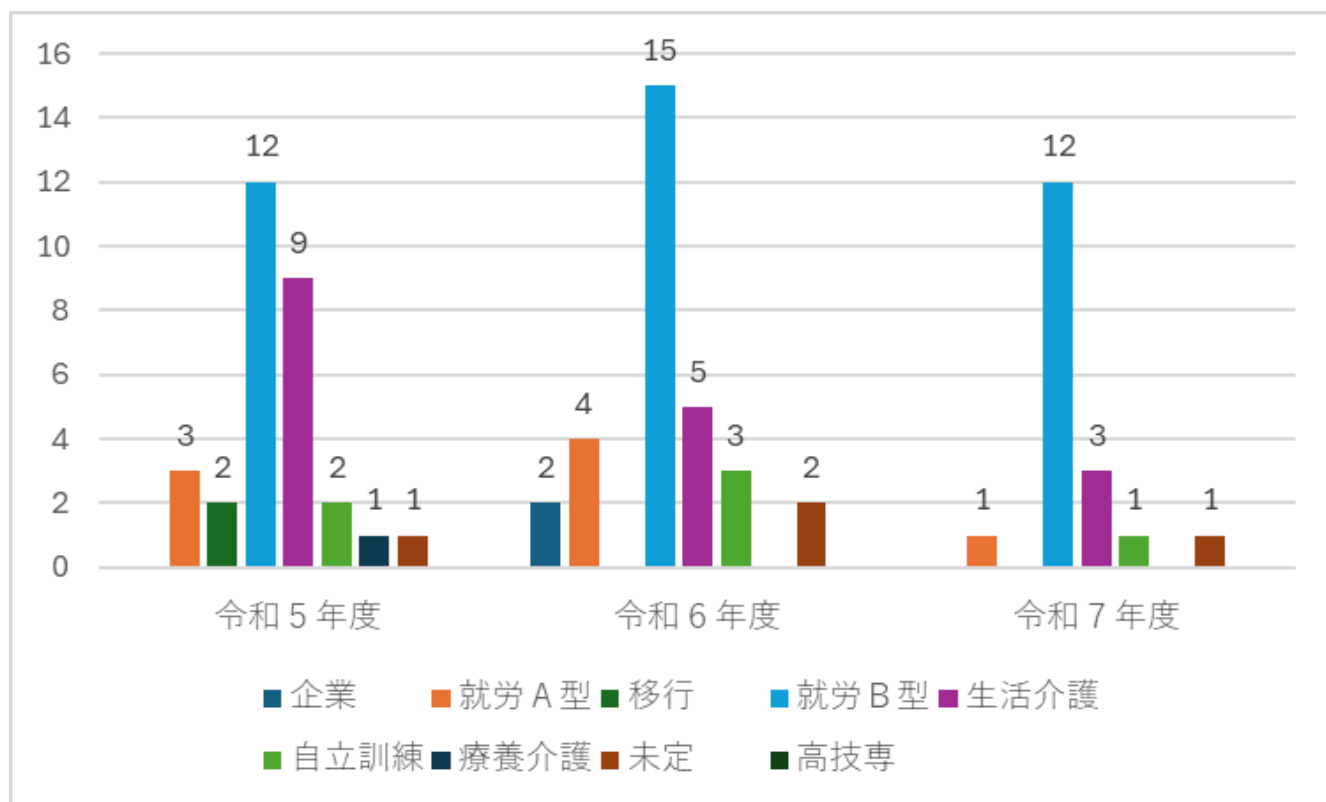
進路だより

令和8年7月13日
京都市立東総合支援学校
進路指導担当
NO.2

新年度が始まってから数か月が経ち、子どもたちもそれぞれの生活リズムに慣れ、落ち着いて学校生活を送っている頃かと思います。一方で、暑さも増し、疲れが出やすい時期でもありますので、体調管理に気をつけながら日々を大切に過ごしていきたいと考えています。

さて、今回の「進路だより」では、①卒業生の進路状況や②卒業後の進路について紹介します。進路について具体的に知るきっかけとして、ご家庭でも話題にいただければ幸いです。

①卒業生はどんなところに行っているの？（過去3年分）



過去3年間の進路状況を見ると、就労継続支援B型の利用が最も多く、本校の進路の中心となっていることが分かります（各年度12名・15名・12名）。また、生活介護の利用は9名（令和5年度）から3名（令和7年度）へと減少しており、年度によって進路の傾向に変化が見られます。

一方で、企業就労や就労A型、移行支援、自立訓練など、多様な進路が選択されており、生徒一人一人の実態や希望に応じて進路が決定されていることが特徴です。進路は一つではなく、さまざまな選択肢の中から、その子に合った道を見つけていくことが大切です。

※年度によって人数は変わりますが、進路の傾向を知る参考としてご覧ください。

②卒業後の進路ってどんなところがあるの？

進路には「働く」「生活する」「学ぶ」など、いくつかの方向があります。

下の図では、卒業後の主な進路をこれらの視点で紹介しています。

卒業後の進路には、さまざまな選択肢があります。それぞれの進路には特徴や目的があり、お子さんの実態や希望に合わせて選ばれていきます。このページでは、主な進路について紹介していますので、ご家庭でも「どんな進路があるのか」を話題にしてみてください。進路は一つではなく、お子さん一人一人に合った選択があります。焦らず、少しずつ知っていくことが大切です。

- 働く進路 -

企業就労 障害のある人が一般企業に雇用されて働く 日本では、「障害者雇用促進法」により、企業は一定の割合の障害者を雇う義務がある 【給与】 平均 146,000円 (R5) フルタイム：15～25万円 短期間勤務：6～12万円 ※厚生労働省の調査による 法定雇用率（企業の義務） 民間企業：2.5%（2024年～） 2026年7月～ 2.7%に引き上げ予定 働き方 ①一般企業での直接雇用 ②特例子会社での雇用 ③在宅・リモートワーク 定年：企業による	就労継続支援 A型 一般企業等での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う 標準利用期間：65歳未満 【送迎】 自主通所が基本 【賃金（給与）】 平均 93,031円（京都府R5） 雇用契約による就労 ・事業所と正式な雇用契約を結ぶ ・労働基準法や雇用保険など、一般の労働法規が適応される ※最低賃金以上 ・従業員として扱われ、定年の規定がある ・一般就労に近い形で働き、就職につなげるステップ ※福祉サービスではある
---	--

- 生活を支える進路 -

生活介護 常に介護が必要な方に、施設での食事・排泄・入浴の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供する 標準利用期間：年限なし <table border="1"> <tr> <td data-bbox="71 1064 422 1290"> デイ型 ・余暇活動、創作活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による </td> <td data-bbox="438 1064 774 1290"> 生産型 ・生産活動や余暇活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による </td> </tr> </table>	デイ型 ・余暇活動、創作活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による	生産型 ・生産活動や余暇活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による	就労継続支援 B型 一般企業等での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う 標準利用期間：年限なし 【送迎】 基本的になし ※事業所によってはあり ※送迎範囲あり 【工賃】 平均 23,353円（京都府R5） 雇用契約によらない就労 ・福祉サービスの利用者として参加 ・労働法規（労働基準法、最低賃金法など）は適応されない ・「給与」ではなく、「工賃（作業に対する報酬）」 ・体調や生活リズムに合わせて、柔軟に通所できる
デイ型 ・余暇活動、創作活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による	生産型 ・生産活動や余暇活動 などがメイン 【送迎】 あり ※送迎範囲あり 【工賃】 事業所による		

- 力をつける進路 -

療養介護 医療的なケアが必要な方に対して、医療と生活支援の両方を受けながら、安心して生活するための支援を行う 長期利用が基本（期間の定めなし） 【生活】 施設での生活（入所）が基本 ※医療機関に併設されている場合が多い 【対象・特徴】 ・医療的ケアが日常的に必要な方が対象 ・医師や看護師による医療支援が受けられる ・生活支援（食事・入浴など）と合わせて提供 ※日常的に医療的な支援が必要な場合に選択される進路	自立訓練 自立した日常生活を送れるよう、一定期間、必要な訓練を行う 機能訓練 身体機能や生活能力の向上のための訓練 生活訓練 生活能力の向上のための訓練 【送迎】 なし ※自主通所が基本 【工賃】 基本なし 機能訓練：1年6ヶ月 生活訓練：2年 学校のような雰囲気
---	---

就労移行支援 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う 標準利用期間：2年 【送迎】 自主通所が基本 【工賃】 事業所による ・18歳～65歳未満が利用可能 ・一般就労を希望、就職を目指す 夏休みに合同説明会を実施している（みやこめっせ）	高等技術専門学校 障害のある方が就職に必要な技能や職業能力を身につけるための、京都府が設置する専門の職業訓練校 訓練期間：基本1年 ①京都府立京都障害者高等技術専門学校（くいな橋） ②京都府立福知山高等技術専門学校 ①オフィスビジネス科 ②総合実務科 ③キャリア・プログラム科 ・事務系（パソコン、ビジネス基礎） ・軽作業、物流系 ・製造補助、作業補助 ・コミュニケーション、職業準備訓練 等
--	---